

## 平成22年国勢調査の概要

### 1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査として、同法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

国勢調査は、我が国の最も基本的な統計調査として大正9年（1920年）以来5年ごとに実施しており、今回の調査はその19回目で、いわゆる大規模調査に当たる。

### 2 調査の時期

#### (1) 調査期日

調査は、平成22年10月1日（金）午前零時現在によって行う。

#### (2) 調査期間

調査期間は、9月23日（木）から10月24日（日）までとする。

● 調査票の配布期間：9月23日（木）～9月30日（木）

● 調査票の当初回収期間：10月1日（金）～10月7日（木）

※その後、調査票未提出世帯からの回収を実施

#### (3) 未調査等の場合の調査

調査期間において未調査等の世帯については、10月26日（火）までに調査を行うものとする。

### 3 調査の対象

調査の対象は、本邦（国勢調査施行規則で定める島を除く。）に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族を除く。

### 4 調査事項

#### (1) 世帯員に関する事項(15事項)

ア 氏名	キ 現在の住居における居住期間
イ 男女の別	ク 5年前の住居の所在地
ウ 出生の年月	ケ 在学，卒業等教育の状況
エ 世帯主との続柄	コ 就業状態
オ 配偶の関係	サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
カ 国籍	シ 仕事の種類

- ス 従業上の地位
- セ 従業地又は通学地
- ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段

(2) 世帯に関する事項（5事項）

- ア 世帯の種類
- イ 世帯員の数
- ウ 住居の種類
- エ 住宅の床面積
- オ 住宅の建て方

## 5 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員（以下「指導員」という。）—国勢調査員（以下「調査員」という。）の流れにより行う。

(2) 都道府県

都道府県は、市町村事務打合せ会の開催、調査の実施状況の把握、広報及び協力依頼による環境整備、調査書類の審査、『都道府県要計表』の作成等の事務を行う。

(3) 市町村

市町村は、指導員及び調査員の選考・配置、指導員及び調査員の事務打合せ会の開催、指導員及び調査員への調査実施上の指導、郵送提出等世帯の把握及び調査員への伝達、調査書類の審査（行政情報等の利用並びに国勢調査令に基づく立入り及び質問による調査票の記入不備の補記を含む。）、『市区町村要計表』（『政令指定都市要計表』を含む。）の作成等の事務を行う。

(4) 指導員及び調査員

指導員及び調査員は、市町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

指導員は、調査員に対する指導、調査票等の検査を行い、調査員は、担当調査区内にある世帯に係る調査を行う。

(5) 調査の方法

調査は、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市町村に提出することにより行う。

なお、調査票の提出は、世帯が次のいずれかを選択する方法とする。また、モデル地域においては、インターネットによる回答（「インターネット回答」という。）も選択できることとする。

ア 調査員への提出（封入提出方式）

イ 郵送による提出

(6) 報告の方法

報告は、世帯主（世帯の代表者を含む。）又は世帯員が調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

## 6 個人情報の保護

世帯が調査員に調査票を提出するに当たっては、『調査書類収納封筒』を用いて、封をして提出する方式とする（封入提出方式）。この場合、調査員は封筒を開封することなく、市町村に提出する。

また、世帯のプライバシー意識に配慮した適切な対応方法、守秘義務、世帯から回収した調査票の取扱い（検査を行わないことなど）、調査票の厳重管理など、個人情報の保護に係る指導の一層の徹底を図るとともに、国勢調査と個人情報保護法の関係について、広報等を通じた世帯に対する周知に努めることとする。

## 7 調査票の審査・提出

### (1) 調査員

調査員は、世帯から回収した調査票について、記入内容の検査を行うことなく、そのまま市町村に提出する。

### (2) 市町村及び指導員

市町村は、調査員から提出された調査票及び世帯から直接提出された調査票（インターネット回答分を含む。）について、指導員による検査を経た上で審査を行い、都道府県に提出する。

### (3) 都道府県

都道府県は、市町村から提出された調査票について、二次的な審査を行った上で、総務大臣に提出する。

## 8 結果の集計

集計は、総務省において、次に示す区分により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が当該業務を行うこととする。

### (1) 速報集計

ア 人口速報集計

イ 抽出速報集計

### (2) 基本集計

ア 人口等基本集計

イ 産業等基本集計

ウ 職業等基本集計

### (3) 抽出詳細集計

### (4) 従業地・通学地集計

### (5) 人口移動集計

### (6) 小地域集計

## 9 結果の公表及び公表時期

結果は、上記の集計区分に応じ、集計の完了したもののから順次、結果表をインターネットを利用する方法等により公表する。

なお、「人口速報集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数については平成23年2月に、「人口等基本集計」による全国・都道府県・市区町村別の人口総数及び世帯数（確定人口及び世帯数）については平成23年10月末までに、それぞれ官報に公示する。

## 10 調査書類の保存期間及び保存責任者

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く）が転写されている電磁的記録	永年	同 上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市町村長
調査区要図	同上	同 上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事，市町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

(参考)

## 平成22年国勢調査 集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表予定時期	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計	人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成23年2月	インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。人口は官報に公示。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	約1/100	全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成23年6月	インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
基本集計	人口等基本集計	人口, 世帯, 住居に関する結果及び外国人, 高齢者世帯等に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成23年10月	集計が完了した都道府県から順次, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は数回に分けて官報に公示。
	産業等基本集計	人口の労働力状態, 就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果	大分類	—			平成24年4月	
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果	大分類	大分類			平成24年11月	
抽出詳細集計		就業者の産業, 職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	平成25年10月	集計が完了した都道府県から順次, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成24年6月	集計が完了した後, インターネットを利用する方法等によって公表。おつて, 報告書を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類			平成25年3月	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業, 職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	抽出	全国, 都道府県, 人口10万以上の市	平成25年10月	
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成24年1月	同上
	移動人口の産業等集計	移動人口の労働力状態, 産業別構成及び教育に関する結果	大分類	—		全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成24年7月	
	移動人口の職業等集計	移動人口の職業別構成に関する結果	—	大分類		全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成25年4月	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口, 世帯, 住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後, 速やかに公表。	集計が完了した都道府県から順次, 閲覧に供する方法等によって公表。
	産業等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	—				
	職業等基本集計に関する集計	就業者の職業別構成等の状況に関する基本的な事項の結果	—	大分類				
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—				

- 上記の集計のほか, 基本集計等公表後の新たなニーズに対応して, 追加集計を行う。
- 「産業分類」及び「職業分類」欄は, 該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
- 「表章地域」欄は, 該当集計区分で集計する地域を表しているが, 必ずしもすべての統計表がその地域まで集計されるわけではない。